

栃木県社会福祉士会会報

28号



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
TEL 028-600-1725
FAX 028-600-1730

発行 栃木県社会福祉士会
発行責任者 大友 崇義
編集責任者 長 秀紀

発行日 平成20年3月15日



会員から民法上の 会運営に責任のある 社員に脱皮!

社団法人栃木県社会福祉士会 会長
大友 崇義

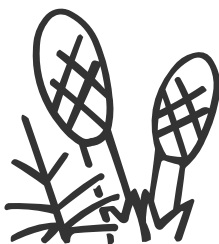
トピック

栃木県の生活保護自立支援の現状	2~3
栃木県社会福祉士会の動き	4~5
委員会・ブロック通信	6~7
事務局より・編集後記	8

1 社団法人栃木県社会福祉士会の2008年度事業計画・予算案が3月15日の臨時総会で決定された。本会の予算はこれまで300万円台の予算規模であったが、一挙に3000万円の予算を計上することになった。新年度の予算の特徴は、公的機関からの委託費、具体的には県福祉事務所が所管していた生活保護法の自立助長に関するソーシャルワーク援助に関する委託費の増加である。太田芳一「生活保護自立支援専門委員会」委員長のリーダーシップのもと、「自立支援プログラム」実践の実績が評価され、今までの県南地域の担当から全県域までを担当することを依頼されることになった。また、県社会福祉協議会から「日常生活自立支援事業」（旧：地域福祉権利擁護事業）が復活し、本会との福祉専門相談顧問契約が求められるなど、今後とも公的機関からの委託費は急増すると思われる。

去る3月3日に厚生労働省で社会援護局関係課長会議が開催され、全国の関係課長が出席する会議に参加したが、社会福祉士が中核となる新しい事業が示され、地域福祉の実現に関連する①社会福祉推進事業、②地域福祉活性化事業、③自立生活サポート事業の三事業の新規事業について原則、社会福祉士が担当することになった。

これに先立ち、スクールソーシャルワーカーに社会福祉士の任用について全都道府県の教育長に通知されるなど、一挙に社会福祉士の任用・職域拡大が進む状況にある。このような中で本会が社団法人化したことは、真にタイムリーというべく、それだけにこれらの社会的期待に応える社員の専門力量の獲得は極めて重要な課題であ



る。また、社会福祉士法の改正に伴い、社会福祉士養成に関わる新しいカリキュラムは、地域を基盤としたジェネラルソーシャルワークが基本となり、属性別、施設別のソーシャルワークから、地域全体を視野に入れたコミュニティソーシャルワークが基本となった。加えて社会福祉士に国、地方自治体の社会福祉政策を実現する役割が明確に示され、社会福祉士が公益を実現する専門職として法的に認知されたことが特色である。このような状況を踏まえて社会福祉士が社会的な信頼を受ける真の専門職になれるかどうかは、一に本会の実力にかかっている。このため、仕事と家庭を両立させるワークライフバランスに会活動を加えた三位一体のソーシャル・ワークライフバランスを目指し、会員から民法上の社員の自覚を持って、一丸となって確実な組織の充実・強化を図ることを期待したい。本年度、特に期待したい点は次の点である。

- ① 社団法人の社員であることの誇りと社会的ミッションの再確認！
- ② 社会的に期待されている会員権を行使するために全会員一人一役！
- ③ 委員会の活動が県民に見える組織運営の充実・強化と各種公益事業の着実な執行！
- ④ 地域ブロック制の底力を発揮する柔軟な運営と関係機関・者との連携！
- ⑤ 2008年度事業計画の確実な実行と採算性の確保！



トピック

現在、生活保護の自立支援の分野においても社会福祉士の活躍が期待されています。今回は、栃木県社会福祉士会が担っている業務の一つである、生活保護自立支援について、生活保護自立支援専門委員会の太田氏より現状の報告をしていただきます。

栃木県的生活保護自立支援の現状

生活保護自立支援専門委員会 太田 芳一

今、生活保護行政は大きな変革期を迎えつつあります。厚生労働省は従来の経済的給付中心の保護のあり方を見直し、生活保護受給者の自立支援を強化する施策を打ち出しました。それに行政のアウトソーシング化傾向に沿って平成19年度より、栃木県（医事厚生課）から「生活保護自立支援専門員業務」が栃木県社会福祉士会へ委託されました。平成19年度には栃木県県南健康福祉センター管内においてのみこの事業が実施されています。

業務内容は、生活保護受給者の状況に応じて、

「日常生活の自立」、「社会生活の自立」、「経済的自立（就労）」などを目指して動機づけを図り、自立助長を支援するものです。即ち、経済的給付とケースワークが主体をなす生活保護業務のうち、ケースワークの部分拡大して、個人の内的変化と社会環境の変化の双方を視野に入れて展開しようとするものです。従って、社会福祉援助技術の専門性を総動員して生活保護受給者の自立助長を促す支援をするという高度な専門性が求められます。

この業務には現在会員4名が従事していますが、実施に先立ち、当社会福祉士会が会員対象に公募し、応募者の中からキャリア、実務経験等を考慮して理事会で決定され、会長から生活保護自立支援専門員として任命されたものです。

支援対象のケースは、福祉事務所に設けられている「稼働能力判定会議」や「ケース診断会議」において、生活保護受給者の中から稼働年齢層にある者について稼働能力などについて判定され、その結果に基づいて福祉事務所において決定されます。

現在支援対象ケースは延べ13件となっており、本県においては初めての業務であるため当初手探りの状態で臨んでいましたが、早くも就労につながったケースも出ています。しかし、健康、学歴、交通手段、家族関係、対人関係能力などについて相当のハンディを負っていますので、このハンディの中で失われた勤労意欲や自尊心を取り戻し、就労につながることは決して容易なことではありません。就労意欲が満ちてきても、そのような状態の中では、望む仕事とのマッチングが想像以上に厳しいものがあります。さらに何らかの精神・身体障害を抱え、ひきこもりの生活をおくっているため、一足飛びに「経済的自立」へとは進めず、「日常生活の自立」や「社会生活の自立」を目指す段階にとどまっているのが大半です。

この業務を進めていくに当たってまず始めに取り組まなければならないのは、自尊心の回復です。これが自立へ向かう根源といえます。その人の辛さ、切なさ、哀しさを受け入れ、気にかけている人間がいるということを知ってもらうことから、この仕事は始まります。何回も足を運び、その人に寄り添うことがポイントで、単なる同情や説教では決してモチベーションは上がっていきません。この仕事の難しさを感じる点でもあります。訪問を重ねる中で、相手の立場に立っていろいろな悩

みの相談にのり、不足している知識や情報を提供したり、関係機関につなげたりする中で信頼関係を築いていきます。

自立支援専門員としては、自尊心を回復し、やる気を出し、自立へ向かって努力を続ける姿に接するとき、関わってよかったとの思いが湧きあがり、こちらがまた力をもらうときでもあり、まさにこの仕事のやりがいを感じる時でもあります。このように、この援助の仕事は決して一方的ではなく、相互性のあることを実感します。

この業務は、平成20年度には栃木県管轄の全部の福祉事務所に拡大されることになっています。当社会福祉士会がこれに対応できる人材の確保が課題になっています。公募性をとって門戸を広くしていますが、高度な専門性が要求されるのも事実ですので、研修会の機会を多く取り入れて、よりレベルアップを図っていきます。現在毎月の福祉事務所との検討会議やピア・グループスーパービジョンと講師を招いての学習会を概ね隔月に行なっています。



栃木県社会福祉士の動き

栃木県知事・宇都宮市長・県内市町長等へ要望書を提出

平成19年11月28日に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が成立しました。法改正に伴い、平成21年度より社会福祉士養成教育は大きく変わり、授業時間数も大幅に増え、実習や演習を重視した教育に変わります。また、実習・演習担当教員についても一定の要件が課せられ、一層の実践能力を有した人材を育成していくこととなります。こうした人材育成に対応するため、本法律に対する国会の附帯決議では、社会福祉士の社会的評価に見合う処遇を求め、都道府県及び市町村の福祉に関する事務所に社会福祉士の登用を促進し、さらに司法・教育・労働・保健医療等の領域へ社会福祉士の職域を拡大するという決議を得ました。本会としても、法改正を重く受けとめ、大友崇義会長、岡田敦史事務局長、山崎順子国際医療福祉大学教授（社会福祉士養成校協会代表）で文書を直接手渡し、また、文書を郵送しました。要望書の内容は次の通りです。

福田富一栃木県知事宛（平成20年1月21日）

- 1 生活保護受給者や障害者等の自立を支援し、児童の虐待や子育て不安に適切に対応する上で、福祉に関する事務所や児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所での福祉担当者について、社会福祉士の任用を図ること。
- 2 社会福祉法人や介護保険事業者等への支援や評価事業等の実施に際しては、利用者への質の高いサービス提供の観点から、社会福祉士を登用するよう取り組むこと。
- 3 福祉職採用にあたっては、社会福祉士の資格保有者及び受験資格保有者を対象とした試験制度とすること。

- 4 児童の不登校や虐待等への予防や解決を図るために、小学校や中学校で学校ソーシャルワークを推進すべく、文部科学省の補助金等も活用しながら、社会福祉士の任用を図るよう市町を支援すること。

佐藤栄一宇都宮市長宛（平成20年2月4日）

- 1 生活保護受給者や障害者等の自立を支援し、児童の虐待や子育て不安に適切に対応する上で、福祉に関する事務所や福祉担当者について、社会福祉士の任用を図ること。
- 2 社会福祉法人や介護保険事業者等への支援や評価事業等の実施に際しては、利用者への質の高いサービス提供の観点から、社会福祉士を登用するよう取り組むこと。
- 3 福祉職採用にあたっては、社会福祉士の資格保有者及び受験資格保有者を対象とした試験制度とすること。
- 4 児童の不登校や虐待等への予防や解決を図るために、小学校や中学校で学校ソーシャルワークを推進すべく、文部科学省の補助金等も活用しながら、社会福祉士の任用を図ること。

県内市町長宛（平成20年2月7日）

- 1 生活保護受給者や障害者等の自立を支援し、また市町での児童の虐待や子育て不安に適切に対応する上で、福祉に関する事務所や市町の福祉担当者について、社会福祉士の任用を図ること。
- 2 児童の不登校や虐待等への予防や解決を図るために、小学校や中学校で学校ソーシャルワークを推進すべく、文部科学省の補助金等

をも活用しながら、社会福祉士の任用を図ること。

川島圭二栃木県社会福祉協議会長宛・岩崎俊雄栃木県社会福祉施設経営者協議会長宛（平成20年1月21日）

- 1 生活相談員や生活指導員についての社会福祉士の任用を協議すること。
- 2 社会福祉士の施設長へのキャリアパスについて協議すること。
- 3 社会福祉士の待遇改善について協議すること。
- 4 社会福祉士を実習担当者研修会に派遣し、社会福祉士実習受入機関となり、積極的に実習生を受け入れることを協議すること。



栃木県社会福祉協議会の富田事務局長に要望書を提出



栃木県の荒川保健福祉部長に要望書を提出。
右端は山崎順子国際医療福祉大学教授（社会福祉士養成校協会代表）



宇都宮市の岡地保健福祉部長に要望書を提出





委員会・ブロック通信



今回は、平成20年1月～3月までの各委員会・ブロック活動報告をしていただきます。
各委員会・ブロックとも特色のある活動・事業を展開してまいりますので、興味のある方は是非、
栃木県社会福祉士会までご連絡下さい。



第三者評価委員会

曾根 俊彦

第三者評価機関のPR用パンフレットができあがりました。会員の皆様にも一部お送りいたしますのでPRの所属機関等での宣伝の機関がありましたらお役立て下さい。ご連絡をいただければパンフレット必要部数お送りいたします。

2月26日に勉強会を開催いたしました。NPO法人 風の詩の永島徹さんを講師にお迎えして第三者評価評価基準についてお話を伺いました。とても有意義な時間を過ごすことが出来、次回の勉強会の方向性も見えてきました。次回勉強会は3月19日です。



研修交流委員会

千葉 加代子

2月3日にパーティ栃木男女共同参画センターにて研修会「地域包括支援センターの実践から～社会福祉士に出来ること～」を県央ブロックとの共催により開催し、34名の方々にご参加頂きました。

1月24日と2月21日には委員会を福祉プラザにて開催し、それぞれ12名、9名の委員が参加しました。

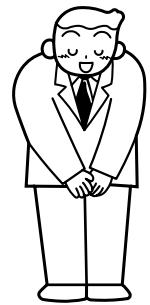
6月には医療社会事業協会との共催による研修会の開催を企画しております。3月から6月にかけても毎月1回の委員会開催を継続する予定です。



組織広報委員会

長 秀紀

3月10日(月)に委員会を開催しました。今回の会報の編集と来年度の会報発行月やホームページ作成について検討しました。栃木市にて委員会を平日の7時から行なっています。今後とも会報内容の充実を図っていききたいと思います。委員会への参加者も随時募集しています。



福祉総合相談委員会

西村 一志

お知らせ

私たち社会福祉士は、クライアントの生活を支えることを業としています。そして社会福祉士の職業の領域は、多種多様にわたっています。私は、様々な職業に就いている社会福祉士の相談援助技術を高めるために何が必要なかを考えました。ヒントは、主任介護支援専門員研修のスーパービジョンにありました。(傾聴、質問力、エンパワーメント等)

そこで私は、自分の身の丈にあったやり方で、自分が活動する地域の社会福祉士等とスーパービジョン形式による事例検討会を行うことにしたの

です。現在までに二度行いました。参加者からは、「スッキリした」「クライアントの思いを受け止めていなかったことに気づいた」などの声が上がりました。

「スーパーバイザーはいないが、自分も仲間と事例検討会を行いたい。でもやりかたが分からない。」という方はご一報ください。とちぎソーシャルワーク共同事務所まで(電話：028-600-1725)。私が折り返し、連絡します。

参考文献 「身体知と言語」 奥川幸子氏著
「気づきの事例検討会」 渡部律子氏著



県北ブロック

上新 達也

2月16日(土)に国際医療福祉大学にて「連携」をテーマに研修会を行いました。(参加者49名)4月以降の活動は2月、3月の役員会の議論を経て決めていく予定です。



研修会の様子



県東ブロック

小田戸 豊行

県東ブロックでは、去る1月18日にブロック主催の研修会を開催しました。「障害者自立支援法を学ぼう」と栃木県庁の障害福祉課の方をお招きし、参加者16名で理解を深めました。パワーポイントを使いながらとても分かり易い講義で、直接障害福祉分野に関わっていない参加者からも好評でした。今後もこのような研修会を開催していきたいと考えていますので、興味のある方は一緒に勉強していきましょう。



県南ブロック

藤見 雅嗣

3月5日(水)には「足利愛光園」のホールをお借りして、身体の障害を持つ方から「生活サポートやセルフマネジメント」についての講話がありました。職場での立場を離れて、ワーカー1個人としての話し合いが出来ました。

来年度も引き続き、安足地区と小山地区の2つの会場を拠点として所属する職場での開催を考えています。また、参加者からの提案でテーマを決めながら「今、必要な知識や情報」を得られる機会として開催が出来るよう工夫していきたいと思っています。まだまだ参加者が少ないですが、継続して参加できる会を目指していきたいと思っています。



組織広報委員会からの|お|知|ら|せ|

組織広報委員会では会報を作成しています。「施設・当事者サークル等紹介コーナー」では、身近な社会資源として情報提供したいという施設や当事者サークル等を紹介していきます。また、「今日の一冊」のコーナーにおいては、紹介したい書籍（広義に福祉につながるものでジャンルは問いません）を紹介していきます。いずれも栃木県社会福祉士会に、「〇〇施設について」、「〇〇文庫」について紹介したい・してもらいたい、というような情報をいただければ委員会で検討して掲載させていただきます。どしどし情報の方をお待ちしています。

その他、広報に関するご意見・ご要望がありましたら、随時お寄せ下さい。広報活動の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

編集後記

年度末でお忙しい中、いかがお過ごしでしょうか。ボクシングの内藤選手が防衛に成功した試合には感動しました。地道な努力が実を結んでいると感じました。今後とも、皆様の協力を得ながら、地道に情報発信をしていきたいと思っております。 (長)

